

建設業 社会保険加入は待ったなし！

①

一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田 博司

福田博司
プロフィール



当協会相談員。年金事務所で加入促進を担当し、現在は当協会で社会保険加入問題の相談・講演活動を行っている。
社会保険労務士。

第1回は行政（国土交通省・厚生労働省（日本年金機構）・愛知県及び名古屋市・国税庁（税務署））の取り組みについて取り上げます。

回以上の「来所通知」や「戸別訪問」等で加入指導し、自主的加入を促します。

建設業にたずさわる皆様はご存知でしょうか？平成29年4月以降、社会保険未加入の企業・労働者は、公共工事の現場に事実上立ち入ることができなくなることを……！



ています。また愛知県の場合、社会保険未加入の業者との一次下請契約を禁止しており、違反すると指名停止等の処罰があります。

さらに名古屋市は、社会保険未加入業者を確認した場合、国・県に通報することとなっています。

このように社会保険未加入事業者にとって行政は、オールジャパン体制で、強力にアセル全開状態で、加入勧奨を行っていると言つても過言であります。

ここまで社会保険加入についての行政等の取組を説明しました。次回は「社会保険建設業での「適切な保険」とは？」を中心に具体的な事例を交えて説明します。

実際、民間工事にもこの流れが拡大しております、数多くの建設現場では立入不可となっています。平成29年3月まであと7カ月を残すのみとなつた現在、社会保険に加入しなくては今後の生活が成り立たなくなります。もう「待ったなし」です。建設業及びそこで働く皆さんは、今まで自分たちの状況を再確認してみてはいかがでしょうか。

そこで「建設業の社会保険未加入問題」について今月から4回にわたり、具体的に説明します。

国土交通省は、建設業の持続的な発展にとって必要な人材（若者）の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境のため「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」により、行政としての取り組み及び元請企業・下請企業の役割と責任を明確化しました。

具体的には、建設業許可部局（国土交通省・都道府県）による「申請・更新・通報・立入検査」時等での社会保険加入指導。指導に応じない場合は、行政の立入検査による職権適用を行い、原則2年間の保険料の徴収等を行います。2年間の遡及適用は建設業者にとって死活問題です。

更に強制適用も拒否する事業者には、刑事告発もあります。なお、社会保険未加入事業所の情報は国税庁（税務署）からも年金事務所に提供され

ています。社会保険加入に対する必要がります。

建設業の社会保険加入のご相談は、当協会ホワイト企業推進本部（☎052-961-3655）にて承ります。